第

1828

号



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 6月 19日 火曜日

株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145 発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

⁴ 遺言執行費用と債務控除

て200万円を遺言執行人に支払いました。 この費用は民法上、相続財産の中から支弁 することと決められていますので、相続税の 計算上も債務として控除できますか。

A: 債務として控除することはできません。

【解説】

民法では、相続財産の管理に関する費用は 相続財産の中から支弁することとされていま すが、相続税の課税価格の計算上、債務とし て控除できる金額は、被相続人の債務で相続 開始の際に現に存するものに限られています。

遺言執行費用などの相続財産の管理に関す る費用は、相続開始後に発生するものであり、 被相続人の債務でもなく、相続開始の際に現 存する債務でもありませんから、民法上にお いて相続財産の中から支弁することとされた ものであっても、相続税の課税価格の計算上 債務として控除することは認められません。

ちなみに、相続財産の管理に関する費用に は次のようなものがあります。

- (1) 遺言の執行に関する費用
- (2) 相続の承認又は放棄をするまでの間の相 続人による相続財産の管理費用
- (3) 限定承認者による相続財産の継続管理費 用
- (4) 相続の放棄をした者によるその放棄によ って相続人となった者が管理を始めるまで の間のその財産の管理費用、又は財産分離 の請求があった場合における相続人又は管 理人などによる相続財産の管理費用







